

(19) 日本国特許庁 (J P)

(12) 公開特許公報 (A)

(11) 特許出願公開番号

特開平10-207940

(43) 公開日 平成10年(1998) 8月7日

(51) Int.Cl.⁸
G 0 6 F 17/60

識別記号

F I
G 0 6 F 15/21 3 3 0

審査請求 未請求 請求項の数14 O L (全 12 頁)

(21) 出願番号	特願平9-6921	(71) 出願人	000005108 株式会社日立製作所 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
(22) 出願日	平成9年(1997) 1月17日	(72) 発明者	宮本 洋 東京都国分寺市東恋ヶ窪一丁目280番地 株式会社日立製作所デザイン研究所内
		(72) 発明者	本宮 志江 東京都国分寺市東恋ヶ窪一丁目280番地 株式会社日立製作所デザイン研究所内
		(72) 発明者	古谷 純 東京都国分寺市東恋ヶ窪一丁目280番地 株式会社日立製作所デザイン研究所内
		(74) 代理人	弁理士 武 順次郎

(54) 【発明の名称】 ネットワークショッピング装置及びネットワークショッピング方法

(57) 【要約】

【課題】 贈り物としての商品に対して、メッセージカードを添え、ラッピングを施す場合に、贈り主が自分自身でカードとラッピングのデザインを行う。メッセージカード、ラッピングの出来上がり状態を確認することができる。

【解決手段】 ネットワークショッピングにおいて、贈り物としての商品を選択した後、その商品にメッセージカードを添える場合、表示画面上にカードを作成するための領域と用具とを表示し、贈り主自身がカード内にメッセージを入力してメッセージカードを作成する。また、商品のラッピングについても、ラッピングのための具材として、箱、包装紙、リボン等を選択可能に表示画面上に表示して、これらを選択組み合わせることにより、ラッピングをデザインさせる。贈り主は、メッセージカード、ラッピングの出来上がり状態を確認して、商品を贈ることができる。

【特許請求の範囲】

【請求項1】 公衆回線網を介して商品を購入するネットワークショッピング装置において、公衆回線網を介して商品の購入手続をする手段と、前記商品に添えるためのメッセージカードを複数種類表示する手段と、複数種類の前記メッセージカードの中から任意のメッセージカードを選択する手段と、選択された前記メッセージカードに書き込むためのメッセージを入力する手段と、選択された前記メッセージカードに入力された前記メッセージを書き込んだ状態の表示をする手段とを備えることを特徴とするネットワークショッピング装置。

【請求項2】 前記メッセージを入力する手段が、ポインティングデバイスを用いて手書きにより入力を行うための手段であることを特徴とする請求項1記載のネットワークショッピング装置。

【請求項3】 前記メッセージを入力する手段が、キーボードを用いて入力を行う手段であることを特徴とする請求項1記載のネットワークショッピング装置。

【請求項4】 複数種類の定型文を表示する手段と、前記定型文の中から任意の定型文を選択する手段と、選択された前記定型文を前記メッセージとして入力するための手段とをさらに備えることを特徴とする請求項1記載のネットワークショッピング装置。

【請求項5】 公衆回線網を介して商品を購入するネットワークショッピング装置において、公衆回線網を介して商品の購入手続をする手段と、前記商品を包装するための具材を複数種類表示する手段と、前記複数種類の前記具材の中から任意の具材を選択する手段と、選択された前記具材により前記商品が包装された状態の表示をする手段とを備えることを特徴とするネットワークショッピング装置。

【請求項6】 前記商品を包装するための具材が、その商品を包装するのに適切な形状及び構造を持つものであることを特徴とする請求項5記載のネットワークショッピング装置。

【請求項7】 前記具材が、箱、包装紙、リボンの少なくとも一種類であり、前記具材を表示する手段は、前記具材をその種類により分類して表示し、前記具材を選択する手段は、前記種類毎に任意の具材を選択することを特徴とする請求項5または6記載のネットワークショッピング装置。

【請求項8】 公衆回線網を介して商品を購入するネットワークショッピング装置において、公衆回線網を介して商品の購入手続をする手段と、前記商品に添えるためのメッセージカードを複数種類表示する手段と、複数種類の前記メッセージカードの中から任意のメッセージカードを選択する手段と、選択された前記メッセージカードに書き込むためのメッセージを入力する手段と、選択された前記メッセージカードに入力された前記メッセージを書き込んだ状態の表示をする手段と、前記商品を包

装するための具材を複数種類表示する手段と、前記複数種類の前記具材の中から任意の具材を選択する手段と、選択された前記具材により前記商品が包装された状態の表示をする手段とを備えることを特徴とするネットワークショッピング装置。

【請求項9】 公衆回線網を介して商品を購入するネットワークショッピング方法において、公衆回線網を介して商品の購入手続をするステップと、前記商品に添えるためのメッセージカードを複数種類表示するステップと、複数種類の前記メッセージカードの中から任意のメッセージカードを選択するステップと、選択された前記メッセージカードに書き込むためのメッセージを入力するステップと、選択された前記メッセージカードに入力された前記メッセージを書き込んだ状態の表示をするステップとを備えることを特徴とするネットワークショッピング方法。

【請求項10】 複数種類の定型文を表示するステップと、前記定型文の中から任意の定型文を選択するステップと、選択された前記定型文を前記メッセージとして入力するためのステップとをさらに備えることを特徴とする請求項9記載のネットワークショッピング方法。

【請求項11】 公衆回線網を介して商品を購入するネットワークショッピング方法において、公衆回線網を介して商品の購入手続をするステップと、前記商品を包装するための具材を複数種類表示するステップと、前記複数種類の前記具材の中から任意の具材を選択するステップと、選択された前記具材により前記商品が包装された状態の表示をするステップとを備えることを特徴とするネットワークショッピング方法。

【請求項12】 前記商品を包装するための具材が、その商品を包装するのに適切な形状及び構造を持つものであることを特徴とする請求項11記載のネットワークショッピング方法。

【請求項13】 前記具材が、箱、包装紙、リボンの少なくとも一種類であり、前記具材を表示する手段は、前記具材をその種類により分類して表示し、前記具材を選択するステップは、前記種類毎に任意の具材を選択することを特徴とする請求項11または12記載のネットワークショッピング方法。

【請求項14】 公衆回線網を介して商品を購入するネットワークショッピング方法において、公衆回線網を介して商品の購入手続をするステップと、前記商品に添えるためのメッセージカードを複数種類表示するステップと、複数種類の前記メッセージカードの中から任意のメッセージカードを選択するステップと、選択された前記メッセージカードに書き込むためのメッセージを入力するステップと、選択された前記メッセージカードに入力された前記メッセージを書き込んだ状態の表示をするステップと、前記商品を包装するための具材を複数種類表示するステップと、前記複数種類の前記具材の中から任

意の具材を選択するステップと、選択された前記具材により前記商品が包装された状態の表示をするステップとを備えることを特徴とするネットワークショッピング方法。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】本発明は、ネットワークショッピング装置及びネットワークショッピング方法に係り、特に、公衆回線網を介してギフト用の商品を販売あるいは購入する場合に用いて好適なネットワークショッピング装置及びネットワークショッピング方法に関する。

【0002】

【従来の技術】近年、公衆通信回線を介してインターネット等に接続される端末装置を用いて、インターネットに接続される各種のサービスを提供するサービスプロバイダが提供しているバーチャルショップにアクセスし、各種の商品を購入することができるようになっている。

【0003】

【発明が解決しようとする課題】前述した従来技術は、ギフト用の商品を購入する場合に、メッセージカードを購入した商品に添えたい、あるいは、購入した商品に凝った包装（ラッピング）を施したいといったユーザの要望に応えるようなサービスを行うことができないという問題点を有している。

【0004】また、前記従来技術は、メッセージカードの添付、ラッピングの指示等を行うことができる場合もあるが、その場合にも、数種類用意されたされた定形文とカードとの組み合わせからメッセージカードを選択する、あるいは、数種類用意されたラッピング用のペーパーとリボンとの組み合わせを選択するという程度のものであり、贈り主である商品の購入者の心使いを伝えることができるようなオリジナルなカードを添え、ラッピングを行うことができないという問題点を有している。

【0005】本発明の目的は、前述した従来技術の問題点を解決し、無味乾燥で形式的になりやすいネットワークショッピングを用いてギフト用の商品を購入する場合に、ギフトに贈り主の心のもったメッセージカードを添えたり、ラッピングを施すことを可能にし、また、そのギフトを届ける前に、カードの内容やラッピングの状態を贈り主に確認させることのできるネットワークショッピング装置及びネットワークショッピング方法を提供することにある。

【0006】

【課題を解決するための手段】本発明によれば前記目的は、公衆回線網を介して商品を購入するネットワークショッピング装置において、公衆回線網を介して商品の購入手続をする手段と、前記商品に添えるためのメッセージカードを複数種類表示する手段と、複数種類の前記メッセージカードの中から任意のメッセージカードを選択

する手段と、選択された前記メッセージカードに書き込むためのメッセージを入力する手段と、選択された前記メッセージカードに入力された前記メッセージを書き込んだ状態の表示をする手段とを備えることにより達成される。

【0007】また、前記目的は、前記メッセージを入力する手段が、ポインティングデバイスを用いて手書きにより入力を行うための手段であり、または、キーボードを用いて入力を行う手段であることにより、また、複数種類の定型文を表示する手段と、前記定型文の中から任意の定型文を選択する手段と、選択された前記定型文を前記メッセージとして入力するための手段とをさらに備えることにより達成される。

【0008】また、前記目的は、公衆回線網を介して商品を購入するネットワークショッピング装置において、公衆回線網を介して商品の購入手続をする手段と、前記商品を包装するための具材を複数種類表示する手段と、前記複数種類の前記具材の中から任意の具材を選択する手段と、選択された前記具材により前記商品が包装された状態の表示をする手段とを備えることにより達成される。

【0009】また、前記目的は、前記商品を包装するための具材が、その商品を包装するのに適切な形状及び構造を持つものであることにより、また、前記具材が、箱、包装紙、リボンの少なくとも一種類であり、前記具材を表示する手段が、前記具材をその種類により分類して表示し、前記具材を選択する手段が、前記種類毎に任意の具材を選択することにより達成される。

【0010】さらに、前記目的は、前述したメッセージカードを作成する各手段と、商品の包装を行うための各手段とを備えることにより達成される。

【0011】さらに、前記目的は、前記各手段の処理を実行するステップを備えることにより達成される。

【0012】

【発明の実施の形態】以下、本発明による情報提供装置及び情報提供方法の実施形態を図面により詳細に説明する。

【0013】図1は本発明が適用されるネットワークショッピングシステムの構成を示すブロック図、図2は図1に示すシステムを用いたショッピングの手順を説明するフローチャートである。図1において、1は顧客側装置、2はアクセス装置、3は公衆回線網、4はサービスプロバイダ、5はバーチャルショップ、6は回線接続装置、7は顧客端末、8は表示装置、9は端末本体部、10は外部記憶装置、11は入力装置、12は通信回線である。

【0014】図1に示す本発明が適用されるネットワークショッピングシステムは、インターネット等の公衆回線網3と、この回線網に接続されているアクセス装置2と、購入者側装置1と、サービスプロバイダ4と、複数

のバーチャルショップ5と、アクセス装置2と購入者側装置1とを接続する電話回線等の通信回線12とにより構成されている。なお、図1には、購入者側装置1、アクセス装置2、サービスプロバイダ4をそれぞれ1台のみ示しているが、これらは、実際にはさらに多数が公衆通信網3に接続されていることはいうまでもない。また、図1には、インターネットとして代表される1つの公衆通信網3のみを示しているが、公衆通信網3と購入者装置1との間には多数のネットワークが介在する場合もある。

【0015】サービスプロバイダ4は、商品提供者によるバーチャルショップ5を持ち、利用者である顧客からのアクセスにより、バーチャルショップ5に備えられている各種の商品情報を顧客に提供するサービスを行っている。また、アクセス装置2は、利用者である購入者側装置1と公衆回線網3を介したサービスプロバイダ4との間の接続サービスを行うもので、公衆回線網接続プロバイダ、双方向CATV放送局等であってよい。また、通信回線12としては、電話回線、双方向CATV回線、衛星回線等であってよい。

【0016】購入者側装置1は、モデム、LANアダプタ、デジタル公衆電話、モデム内蔵携帯電話等の回線接続装置6と、公衆回線網対応のPC(パソコン)、TV、PDA(携帯端末)等による顧客端末7とにより構成される。顧客端末7は、例えば、表示装置8、端末本体部9、外部記憶装置10、入力装置11を備えて構成されればよく、また、入力装置11は、キーボード、マウス、コントローラ、リモコン、ペン、ジョイスティック等、あるいは、これらの組み合わせにより構成されていれればよい。さらに、表示装置8は、テレビ受像機等であってよい。

【0017】次に、前述のように構成されるシステムにおいて、顧客がネットワークショッピングを行おうとする場合のショッピング手順を図1に示すフローを参照して説明する。

【0018】(1) ネットワークショッピングを行おうとする顧客は、顧客端末7を使用して、回線接続装置6、通信回線12、アクセス装置2、公衆通信網3、サービスプロバイダ4を介して、サイトとしてのバーチャルショップ5にアクセスする。このアクセスの処理は、公知のインターネットに対するアクセスの場合と同様に行われる(ステップ21)。

【0019】(2) アクセスされたバーチャルショップ5は、自ショップで提供している様々な商品の情報、写真イメージ等を顧客端末7に送信し、顧客は、自端末の表示装置8に表示される商品から自分が購入して贈りたいギフト用の商品を探検、選択する(ステップ22)。

【0020】(3) ギフト用として購入する商品を選択したら、顧客は、そのギフト用の商品にメッセージカードを添えるか、添えるとすればどのようなカードとする

かを、表示画面内でシミュレーションを行うことにより作成し、また、ギフト用にどのようなラッピングを施すかを表示画面内でシミュレーションを行うことにより決定して、それらの状態を確認する。また、別の商品についてもシミュレーションを行いたければ、再度ステップ22に戻って購入する商品を探検して処理を続け、購入するギフト用の商品に添えるメッセージカードをデザインし、ラッピングを行う(ステップ23)。

【0021】(4) 顧客は、購入するギフト用の商品に添えるメッセージカードの作成、ラッピングが決定できたら注文、決済の処理を行う。この注文、決済の処理は、ネットワークショッピングとして知られている公知の手順で行うことができる。顧客は、その後、再度他の商品を探検してシミュレーションを続けることができる(ステップ24)。

【0022】(5) バーチャルショップ5を提供している商店は、顧客からの注文を受けて、注文されたギフト用の商品に顧客がデザインしたメッセージカードを添え、指定されたラッピングを行って発送を行う等のアフターケア処理を行う(ステップ25)。

【0023】前述において、ステップ23のシミュレーションの処理が本発明の特徴的な処理であり、以下、このシミュレーションの具体的な内容を本発明の実施形態として説明する。

【0024】図3は本発明の第1の実施形態によるメッセージカードをデザインして作成するシミュレーションの方法を説明するフローチャート、図4～図7は図3の各ステップにおける表示画面の例を示す図である。この本発明の第1の実施形態は、ギフト用の商品を選択し、その商品に添えるメッセージカードをデザインするシミュレーションを行うものである。

【0025】(1) 図2により説明したステップ22でギフト用の商品を探検選択してステップ23に移ると、図示していないが、メッセージカードを添えるか否かの問合せが表示画面上に表示される。顧客が、メッセージカードの添付が不要であると判断して、そのまま、商品を定形のラッピングにより発送してもらおう場合、顧客は、入力装置から終了を指示し、あるいは、図示していないが表示画面上に表示される終了ボタンを選択することにより、図2で説明した注文、決済の処理に移ることができる(ステップ301)。

【0026】(2) ステップ301でメッセージカードを添えることを選択決定してその指示が行われると、初期画面として、図4に示すように、カード作成領域50を中心として、その周辺に、“手書き指示”ボタン41、“キーボード入力指示”ボタン42、“書き直し指示”ボタン43、“キャンセル”ボタン44、“終了”ボタン45、“消しゴム”ボタン46、“ペンの色選択”のパレット47、“カード選択”のボタン48、“ペンの太さ選択”のパレット49、ペンの種類選択領

域51が表示される。このような初期画面では、カード作成領域50には何も表示されず白紙の状態である。顧客は、この状態でカードの種類を切り替えたい場合、“カード選択”のボタン48を選択指示する(ステップ302、303)。

【0027】(3) “カード選択”のボタン48が選択指示されると、図5(a)に示すように、表示画面の中央部に表紙パターン表示領域52が作られ、カードの表紙のパターン53が複数表示される。この表紙のパターンは、例えば、誕生日、結婚記念日、卒業のお祝いなどの絵柄等を予めデザインして用意したものであってよい。顧客が、表示された複数のカードの1枚を選択指示すると、図4のカード作成領域50の絵柄が選択されたものになる(ステップ304~306)。

【0028】(4) 前述したカードの切り替えを行った後、あるいは、ステップ302でカードの切り替えを行うことなく、顧客は、手書きによりカードを作成するか、キーボード入力によりカードを作成するかを選択する。但し、ここでは何の操作も必要なく、ステップ308、313以降の操作を行えばよい(ステップ307)。

【0029】(5) 手書きによりメッセージカードを作成しようとする場合、顧客は、表示画面上の“手書き指示”ボタン41を選択し、ペンの種類選択領域51に表示されているペンの1つを選択する。また、“ペンの太さ選択”のバレット49及び“ペンの色選択”のバレット47から所望の太さ、色を選択して、マウス等のポインティングデバイスによりメッセージやイラストを、図5(b)に示すように、カード作成領域50に作成する。ペンの種類として、前述の例では筆、鉛筆等が用意されているが、ペンの一種としてスタンプを領域51内に用意し、また、“ペンの太さ選択”のバレット49内にスタンプの形を用意しておくようにすることもできる(ステップ308~312)。

【0030】(6) また、キーボード入力によりカードを作成しようとする場合、顧客は、“キーボード入力指示”ボタン42を選択する。これにより、表示画面は、図6に示すように、“ペンの太さ選択”のバレット49に代わり、文字の大きさ選択のバレット62が、ペンの種類選択領域51に代わり、文字フォント選択領域63が表示され、また、“定型文選択”ボタン61が表示された画面に変化する(ステップ313)。

【0031】(7) 顧客は、この状態で、表示画面上の文字フォント選択領域63から文字フォントの1つを選択し、文字の大きさ選択のバレット62から文字の大きさを選択し、さらに、“ペンの色選択”のバレット47から所望色を選択する(ステップ314~316)。

【0032】(8) 次に、顧客は、定型文による入力を行うか否かを決定する。但し、ここでは何の操作も必要なく、ステップ318、321以降の操作を行えばよい

(ステップ317)。

【0033】(9) 定型文による入力を行うのでなければ、顧客は、キーボードからメッセージを入力する。これにより、カード作成領域50内に入力したメッセージが表示される。マウス等を用いて、カード上の最適な位置にメッセージをレイアウトすることにより、図7(a)に示すようなメッセージカードが出来上がる(ステップ318~320)。

【0034】(10) 定型文による入力を行うのであれば、顧客は、“定型文選択”ボタン61を選択する。これにより、カード作成領域50内に複数の定型文によるメッセージが表示される。表示されたメッセージの1つを選択し、マウス等を用いて、カード上の最適な位置にメッセージをレイアウトすることにより、図7(b)に示すようなメッセージカードが出来上がる(ステップ321~323)。

【0035】(11) ステップ312、320または323までの処理により、メッセージカードが作成され完成するが、その後修正の必要があるか否かをチェックし、修正の必要があれば、“消しゴム”ボタン46をマウス等により指示し、メッセージの消したい場所に消しゴムを移動させてその部分を消し、また、書き直しを行いたい場合、“書き直し指示”ボタン43を選択する(ステップ324~327)。

【0036】(12) 前述で修正、書き直しを行う場合、まだ出来上がりではないので、前述した処理に戻って再度同様な処理を行う。顧客は、自分で納得の行くまで、前述の処理を繰り返して、ギフト用の商品に添えるメッセージカードをデザインするシミュレーションを行って、出来上がり状態を確認し、修正、書き直しの必要がなくなった場合、“終了”ボタン45を選択する。これにより、メッセージカードの内容が確定し、図2で説明した注文、決済の処理に移ることができる(ステップ328、329)。

【0037】前述した本発明の第1の実施形態において、シミュレーションを行っている途中で、メッセージカードの作成を中止したい場合、“キャンセル”ボタン44を選択することにより、処理を中止して、図2で説明した注文、決済の処理に移ることができる。

【0038】前述した本発明の第1の実施形態によれば、ギフト用の商品に、贈り主自身がデザインした心のもったメッセージカードを添えることができ、かつ、メッセージカード内容を、商品を贈る前に確認することができる。

【0039】図8は本発明の第2の実施形態によるラッピングのデザインを行うシミュレーションの方法を説明するフローチャート、図9~図11は図8の各ステップにおける表示画面の例を示す図である。この本発明の第1の実施形態は、ギフト用の商品を選択し、その商品を包装するラッピングをデザインするシミュレーションを

行うものである。なお、本発明の第2の実施形態では、ラッピングを行うための具材として、箱、包装紙、リボンを用いるものとする。

【0040】(1) 図2により説明したステップ22でギフト用の商品を探索選択してステップ23に移ると、図示していないが、ラッピングを行うか否かの問合せが表示画面上に表示される。顧客が、ラッピングが不要であると判断して、そのまま、商品を定形のラッピングにより発送してもらう場合、顧客は、入力装置から終了を指示し、あるいは、図示していないが表示画面上に表示される終了ボタンを選択することにより、図2で説明した注文、決済の処理に移ることができる(ステップ801)。

【0041】(2) ステップ801でラッピングを自分でデザインすることが選択されてその指示が行われると、初期画面として、図9(a)に示すように、ラッピングデザイン作成領域91、その右側上部に、“Box選択”ボタン92、“Paper選択”ボタン93、“Ribbon選択”ボタン94が表示され、これらのボタンの下側の領域95にラッピング状態を示す例が表示される。この状態で、箱の形状を切り替えたい場合、“Box選択”ボタン92を選択する(ステップ802、803)。

【0042】(3) “Box選択”ボタン92が選択されると、画面右側の領域95に、具材としての箱の形の候補が多数表示される。これらの箱の形状は、図2のステップ21で選択決定したギフト用の商品の大きさ、形等により、その商品を包装するのに適切な形状及び構造を持つものが選択されている。箱の形状としては、どのようなものでもよいが、例えば、円筒状、四角柱状、六角柱状、八角柱状の形状を持つものであってよい。顧客が、この箱の候補から1つを選択すると、選択された箱の形状のイメージが、図9(b)に示すように、ラッピングデザイン作成領域91に表示される。もし、領域91内にすでに選択されて表示されている箱がある場合、その箱に代わって、いま選択された箱のイメージが表示される(ステップ804~806)。

【0043】(4) 箱の選択を終了し、包装紙の柄を選択したい場合、“Paper選択”ボタン93を選択する。その結果、画面右側の領域95に、図10(a)に示すように、具材としての包装紙の柄(色を含む)の候補が多数表示される。これらの柄は、図示されていないどのような柄であってもよく、絵柄等であってもよい(ステップ807~809)。

【0044】(5) 顧客が、包装紙の柄の候補から1つを選択すると、選択された柄の包装紙により箱がラッピングされたイメージが、図10(b)に示すように、ラッピングデザイン作成領域91に表示される。もし、領域91内にすでに選択されて表示されている包装紙によりラッピングされている箱がある場合、その包装紙の柄

に代わって、いま選択された柄の包装紙によりラッピングされた箱のイメージが表示される(ステップ810、811)。

【0045】(6) 包装紙の柄の選択を終了し、リボンの柄を選択したい場合、“Ribbon選択”ボタン94を選択する。その結果、画面右側の領域95に、図11(a)に示すように、具材としてのリボンの柄(色を含む)の候補が多数表示される(ステップ812~814)。

【0046】(7) 顧客が、リボンの柄の候補から1つを選択すると、選択された柄のリボンにより包装紙でラッピングされた箱に選択された柄のリボンが掛けられたイメージが、図11(b)に示すように、ラッピングデザイン作成領域91に表示される。もし、領域91内にすでに選択されて表示されているリボンが掛けられた箱がある場合、そのリボンの柄に代わって、いま選択された柄のリボンが掛けられた箱のイメージが表示される(ステップ815、816)。

【0047】(8) 顧客は、自分で納得の行くまで、前述の処理を繰り返して、ギフト用の商品に対するラッピングを行い、出来上がり状態を確認し、やり直しの必要がなくなった場合、図示していない表示画面上の“終了”ボタンを選択する。これにより、ラッピングが確定し、図2で説明した注文、決済の処理に移ることができる(ステップ817、818)。

【0048】前述した本発明の第2の実施形態の処理は、リボンに関してリボンの柄を選択させるとして説明したが、リボンの掛け方を選択させるステップを加えることもできる。

【0049】前述した本発明の第2の実施形態によれば、顧客は、贈り物としての商品に対して、心のこもった豪華なものに見せることのできる自分自身でデザインしたラッピングを施すことができ、その状態を確認することができる。

【0050】前述した本発明の第1及び第2の実施形態は、それぞれ独立なものとして説明したが、第1、第2の実施形態の両方を順次行うようにすることができる。また、前述した本発明の各実施形態は、本発明をネットワークショッピングに適用したものとして説明したが、本発明は、メッセージカードのデザイン、ギフト用の商品のラッピングのデザインのシミュレーションを行うプログラムを、ギフト用の商品情報と共に記憶媒体により提供し、顧客が自分の持つパソコン等の機器を用いて、前述と同様な操作を行うようにすることもできる。また、本発明は、前述の実施形態の場合と同様な購入者側装置を実際の商店等に設置して、顧客にメッセージカードの作成を行わせ、商品のラッピングを行わせるために使用させるようにすることもできる。

【0051】

【発明の効果】以上説明したように本発明によれば、顧

客は、贈り物としての商品に対して、メッセージカードを添えるか、ラッピングを施すか、あるいは、両者指定するかにより、それぞれを自分自身でデザインして、心のこもったメッセージカードを添え、心のこもった豪華なものに見せることのできるラッピングを施した商品を贈ることができ、かつ、メッセージカード、ラッピングの出来上がり状態を確認することができる。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明が適用されるネットワークショッピングシステムの構成を示すブロック図である。

【図2】図1に示すシステムを用いたショッピングの手順を説明するフローチャートである。

【図3】本発明の第1の実施形態によるメッセージカードをデザインして作成するシミュレーションの方法を説明するフローチャートである。

【図4】図3の処理ステップにおける表示画面の例を示す図である。

【図5】図3の処理ステップにおける表示画面の例を示す図である。

【図6】図3の処理ステップにおける表示画面の例を示す図である。

【図7】図3の処理ステップにおける表示画面の例を示す図である。

10 【符号の説明】

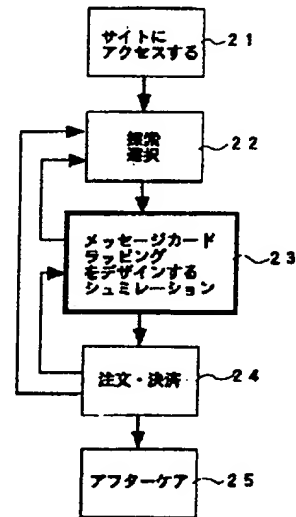
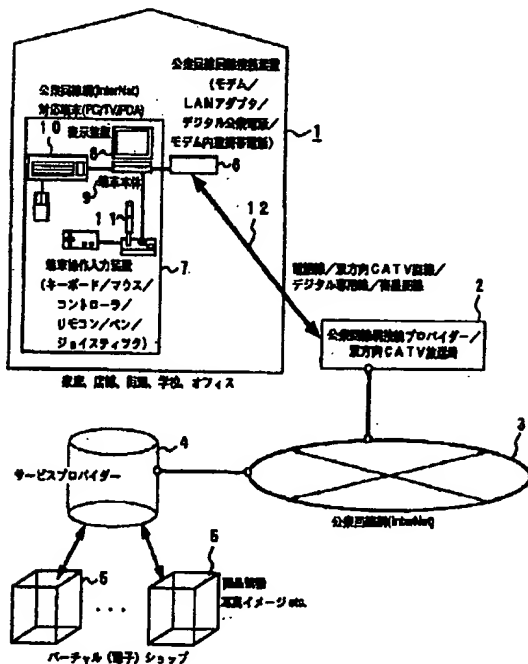
- 1 顧客側装置
- 2 アクセス装置
- 3 公衆回線網
- 4 サービスプロバイダ
- 5 バーチャルショップ
- 6 回線接続装置
- 7 顧客端末
- 8 表示装置
- 9 端末本体部
- 10 外部記憶装置
- 11 入力装置
- 12 通信回線

【図1】

【図2】

【図1】

【図2】



*

*【図8】図8は本発明の第2の実施形態によるラッピングのデザインを行うシミュレーションの方法を説明するフローチャートである。

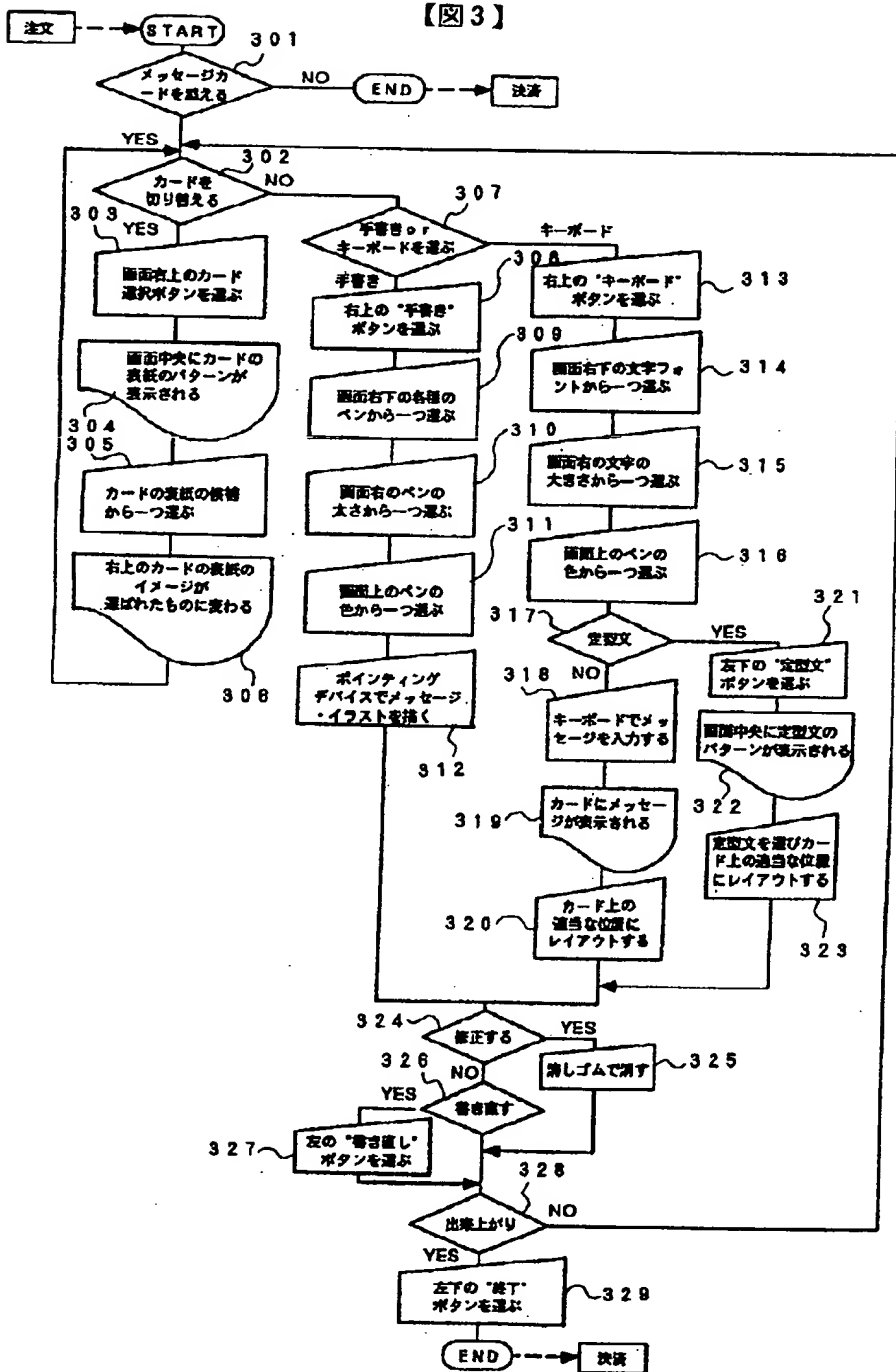
【図9】図8の処理ステップにおける表示画面の例を示す図である。

【図10】図8の処理ステップにおける表示画面の例を示す図である。

【図11】図8の処理ステップにおける表示画面の例を示す図である。

【図3】

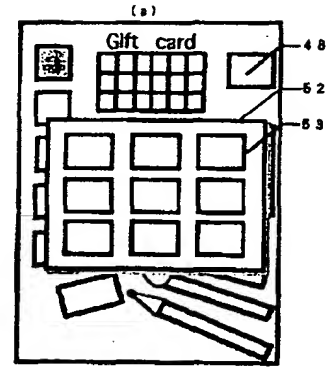
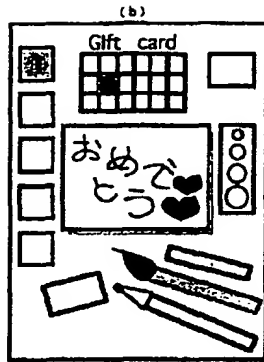
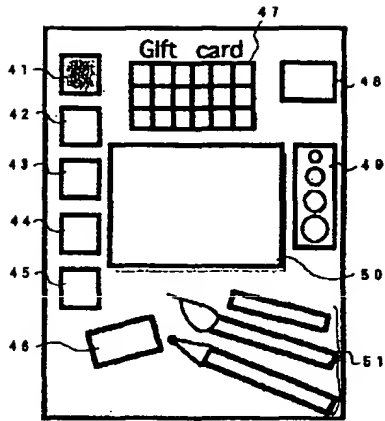
【図3】



【図4】

【図5】

【図4】

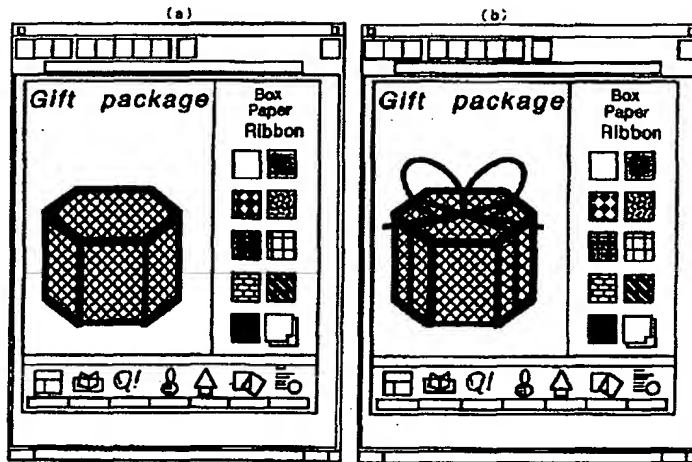
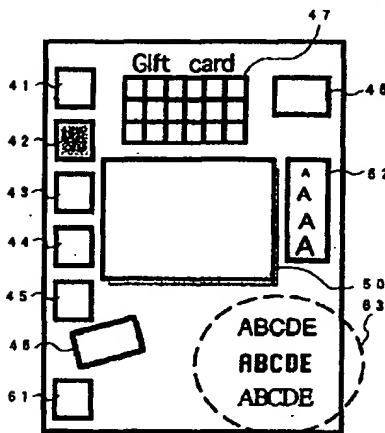


【図5】

【図11】

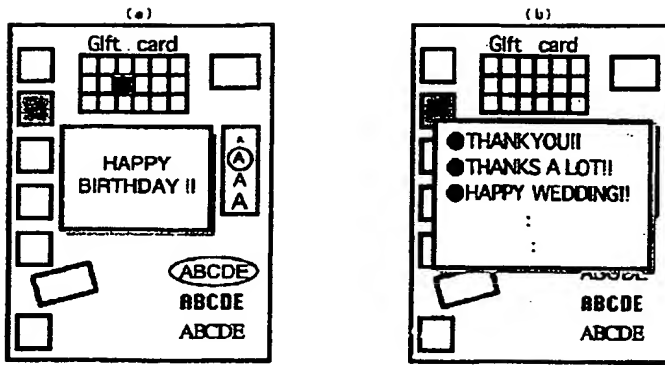
【図6】

【図6】



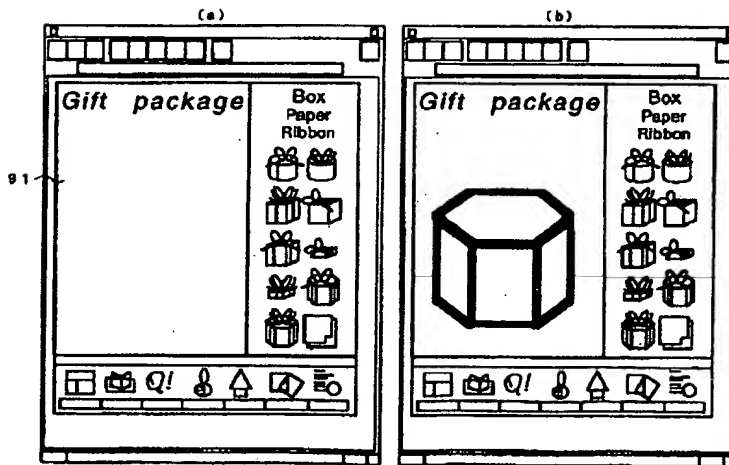
【図11】

【図7】



【図7】

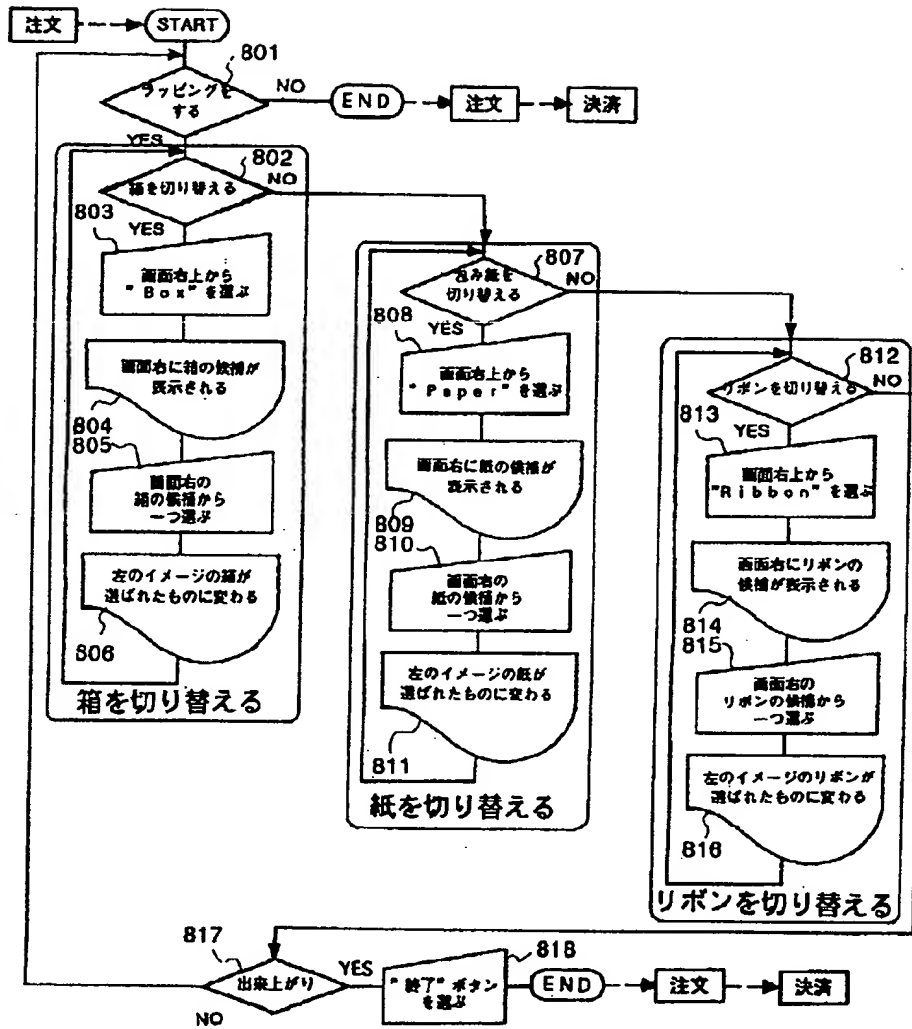
【図9】



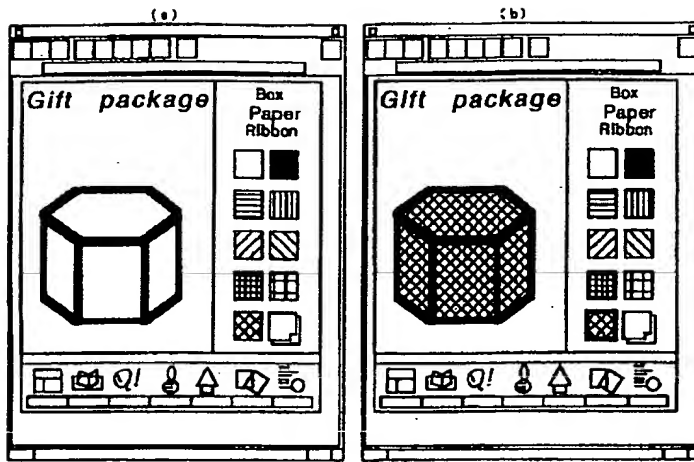
【図9】

【図8】

【図8】



【図10】



【図10】

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第6部門第3区分
【発行日】平成14年7月31日(2002.7.31)

【公開番号】特開平10-207940
【公開日】平成10年8月7日(1998.8.7)
【年通号数】公開特許公報10-2080
【出願番号】特願平9-6921
【国際特許分類第7版】
G06F 17/60
【F1】
G06F 15/21 330

【手続補正書】

【提出日】平成14年5月9日(2002.5.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正内容】

【発明の名称】 ネットワークショッピング方法及びネットワークショッピング装置

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 公衆回線網を介して顧客の端末機から商品の購入を受付けて、当該商品の販売手続きを行うネットワークショッピング方法において、前記端末機からの要求に対して商品情報を提供し、特定の商品の選択に基づいて当該特定の商品の購入手続を行うステップと、前記特定の商品に添えるためのメッセージカードの要否を選択させるステップと、前記メッセージカードの要求に対して、メッセージカードの作成画面を提供し、前記特定の商品に添えるメッセージカードの仕様を受付けるステップとを備えたことを特徴とするネットワークショッピング方法。

【請求項2】 公衆回線網を介して顧客の端末機から商品の購入を受付けて、当該商品の販売手続きを行うネットワークショッピング方法において、前記端末機からの要求に対して商品情報を提供し、特定の商品の選択に基づいて当該特定の商品の購入手続を行うステップと、

前記特定の商品に添えるためのメッセージカードの要否を選択させるステップと、前記メッセージカードの要求に対して、メッセージカードの作成画面を提供し、前記特定の商品に添えるメッセ

ージカードの仕様を受付けるステップと、前記特定の商品の包装の要否を選択させるステップと、前記商品の包装の要求に対して、包装の仕様作成画面を提供し、前記特定の商品の包装の仕様を受付けるステップとを備えたことを特徴とするネットワークショッピング方法。

【請求項3】 前記メッセージカードの仕様を受付けるステップは、複数種類の前記メッセージカードの中から任意のメッセージカードを選択させるステップと、選択された前記メッセージカードに書き込むためのメッセージを入力させるステップと、選択された前記メッセージカードに入力された前記メッセージを書き込んだ状態の表示をするステップとを備えることを特徴とする請求項1または2記載のネットワークショッピング方法。

【請求項4】 前記メッセージカードの仕様を受付けるステップは、複数種類の定型文を表示するステップと、前記定型文の中から任意の定型文を選択させるステップと、選択された前記定型文を前記メッセージとして入力するためのステップとを備えることを特徴とする請求項1、2または3記載のネットワークショッピング方法。

【請求項5】 前記包装の仕様を受付けるステップは、前記商品を包装するための具材を複数種類表示するステップと、前記複数種類の前記具材の中から任意の具材を選択させるステップと、選択された前記具材により前記商品が包装された状態の表示をするステップとを備えることを特徴とする請求項2記載のネットワークショッピング方法。

【請求項6】 前記商品を包装するための具材が、その商品を包装するのに適切な形状及び構造を持つものであることを特徴とする請求項5記載のネットワークショッピング方法。

【請求項7】 前記具材が、箱、包装紙、リボンの少なくとも一種類であり、

前記具材を表示するステップは、前記具材をその種類により分類して表示し、

前記具材を選択させるステップは、前記種類毎に任意の具材を選択することを特徴とする請求項5または6記載のネットワークショッピング方法。

【請求項8】 公衆回線網を介して顧客の端末機から商品の購入を受付けて、当該商品の販売手続きを行うネットワークショッピング方法において、

前記端末機からの要求に対して商品情報を提供し、特定の商品の選択に基づいて当該特定の商品の購入を行うステップと、

前記特定の商品に添えるためのメッセージカードの要否を選択させるステップと、

前記メッセージカードの要求に対して、メッセージカードの作成画面を提供し、前記特定の商品に添えるメッセージカードの仕様を受付けるステップと、

前記特定の商品の包装の要否を選択させるステップと、

前記商品の包装の要求に対して、包装の仕様作成画面を提供し、前記特定の商品の包装の仕様を受付けるステップとを備え、

前記メッセージカードの仕様を受付けるステップは、複数種類の前記メッセージカードの中から任意のメッセージカードを選択させるステップと、

選択された前記メッセージカードに書き込むためのメッセージを入力させるステップと、

選択された前記メッセージカードに入力された前記メッセージを書き込んだ状態の表示をするステップとを備え、

前記包装の仕様を受付けるステップは、前記商品を包装するための具材を複数種類表示するステップと、

前記複数種類の前記具材の中から任意の具材を選択させるステップと、

選択された前記具材により前記商品が包装された状態の表示をするステップとを備えたことを特徴とするネットワークショッピング方法。

【請求項9】 公衆回線網を介して商品を購入するネットワークショッピング装置において、

公衆回線網を介して商品の購入手続きをする手段と、前記商品に添えるためのメッセージカードを複数種類表示する手段と、

複数種類の前記メッセージカードの中から任意のメッセージカードを選択させる手段と、

選択された前記メッセージカードに書き込むためのメッセージを入力させる手段と、

選択された前記メッセージカードに入力された前記メッセージを書き込んだ状態の表示をする手段とを備えることを特徴とするネットワークショッピング装置。

【請求項10】 公衆回線網を介して商品を購入するネットワークショッピング装置において、

公衆回線網を介して商品の購入手続きをする手段と、前記商品に添えるためのメッセージカードを複数種類表示する手段と、

複数種類の前記メッセージカードの中から任意のメッセージカードを選択させる手段と、

選択された前記メッセージカードに書き込むためのメッセージを入力させる手段と、

選択された前記メッセージカードに入力された前記メッセージを書き込んだ状態の表示をする手段と、

前記商品を包装するための具材を複数種類表示する手段と、

前記複数種類の前記具材の中から任意の具材を選択させる手段と、

選択された前記具材により前記商品が包装された状態の表示をする手段とを備えることを特徴とするネットワークショッピング装置。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正内容】

【0001】

【発明の属する技術分野】本発明は、ネットワークショッピング方法及びネットワークショッピング装置に係り、特に、公衆回線網を介してギフト用の商品を販売あるいは購入する場合に用いて好適なネットワークショッピング方法及びネットワークショッピング装置に関する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正内容】

【0005】本発明の目的は、前述した従来技術の問題点を解決し、無味乾燥で形式的になりやすいネットワークショッピングを用いてギフト用の商品を購入する場合に、ギフトに贈り主の心のこもったメッセージカードを添えたり、ラッピングを施すことを可能にし、また、そのギフトを届ける前に、カードの内容やラッピングの状態を贈り主に確認させることのできるネットワークショッピング方法及びネットワークショッピング装置を提供することにある。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正内容】

【0006】

【課題を解決するための手段】本発明によれば前記目的は、公衆回線網を介して顧客の端末機から商品の購入を受け、当該商品の販売手続きを行うネットワークショッピング方法において、前記端末機からの要求に対して商品情報を提供し、特定の商品の選択に基づいて当該特定の商品の購入手続きを行うステップと、前記特定の商品に添えるためのメッセージカードの要否を選択させるステップと、前記メッセージカードの要求に対して、メッセージカードの作成画面を提供し、前記特定の商品に添えるメッセージカードの仕様を受付けるステップとを備えたことにより達成される。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正内容】

【0007】また、前記目的は、公衆回線網を介して顧客の端末機から商品の購入を受け、当該商品の販売手続きを行うネットワークショッピング方法において、前記端末機からの要求に対して商品情報を提供し、特定の商品の選択に基づいて当該特定の商品の購入手続きを行うステップと、前記特定の商品に添えるためのメッセージカードの要否を選択させるステップと、前記メッセージカードの要求に対して、メッセージカードの作成画面を提供し、前記特定の商品に添えるメッセージカードの仕様を受付けるステップと、前記特定の商品の包装の要否を選択させるステップと、前記商品の包装の要求に対して、包装の仕様作成画面を提供し、前記特定の商品の包装の仕様を受付けるステップとを備えたことにより達成される。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正内容】

【0008】また、前記目的は、前記メッセージカードの仕様を受付けるステップが、複数種類の前記メッセージカードの中から任意のメッセージカードを選択させるステップと、選択された前記メッセージカードに書き込むためのメッセージを入力させるステップと、選択された前記メッセージカードに入力された前記メッセージを書き込んだ状態の表示をするステップとを備えることにより達成される。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正内容】

【0009】また、前記目的は、前記メッセージカードの仕様を受付けるステップが、複数種類の定型文を表示するステップと、前記定型文の中から任意の定型文を選択させるステップと、選択された前記定型文を前記メッセージとして入力するためのステップとを備えることにより達成される。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正内容】

【0010】さらに、前記目的は、前記包装の仕様を受付けるステップが、前記商品を包装するための具材を複数種類表示するステップと、前記複数種類の前記具材の中から任意の具材を選択させるステップと、選択された前記具材により前記商品が包装された状態の表示をするステップとを備えることにより達成される。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正内容】

【0011】さらに、前記目的は、前記商品を包装するための具材が、その商品を包装するのに適切な形状及び構造を持つものであること、また、前記具材が、箱、包装紙、リボンの少なくとも一種類であり、前記具材を表示するステップは、前記具材をその種類により分類して表示し、前記具材を選択させるステップは、前記種類毎に任意の具材を選択させることにより達成される。

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正内容】

【0012】

【発明の実施の形態】以下、本発明によるネットワークショッピング方法及びネットワークショッピング装置の実施形態を図面により詳細に説明する。